平成２９年（フ）第１５号
滋賀県野洲市南櫻2475番地、商業登記簿上の本店所在地大津市南郷２丁目１番１号
破産者　龍の夢合同会社
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９９号
京都市右京区西院西矢掛町32番地３
破産者　株式会社オークシステム
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原35番地の１
破産者　株式会社ＭＯＳＳ
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４０号
京都市北区紫竹西大門町19番地３
破産者　株式会社大進
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６１号
山口県宇部市港町１丁目４番16号
破産者　有限会社アート設備
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１３１号
愛媛県西条市河原津新田甲286番地３
破産者　有限会社ハロー・エッグ
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３０号
福岡県小郡市松崎761番地３
破産者　株式会社マイキッチン
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３号
大阪府岸和田市阿間河滝町1637番地
破産者　奥　ハツヱ
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
大阪府岸和田市上松町1027番地の６
破産者　樋上　義明
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４８３号
大阪府岸和田市上白原町２番地の１、前住所大阪府岸和田市下池田町１丁目５番２号ティエラ岸和田下池田203号室
破産者　園部　英三
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３号
大阪府和泉市福瀬町1469番地の８、前住所大阪府和泉市山荘町408番地の８アルミック山荘Ｂ105
破産者　上野　圭悟（旧姓足立）
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
大阪府泉南市男里７丁目21番10号、前住所大阪府泉南市樽井４丁目33番８号
破産者　中谷　昌一
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
沖縄県浦添市沢岻１丁目37番８－203号ビューコート171、申立時大阪府泉佐野市日根野4193番地の３―305
破産者　佐久川正也
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
奈良県御所市1187番地、住民票上の住所奈良県御所市1199番地
破産者　長樂　康行
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
奈良県葛城市尺土２番地１　大喜マンション111号、前住所奈良県大和高田市三和町10番７－306号　ユニライフ大和高田Ⅱ
破産者　浅田美貴子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
奈良県磯城郡川西町大字結崎296番地の64
破産者　金元　陽子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目４番62号　フローレンスタウン華Ａ２号
破産者　土山　忠臣
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２５３号
福岡県久留米市国分町1197番地15　アビテ302号、前住所福岡県筑後市大字山ノ井610番地23
破産者　小宮里衣子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６６号
長崎県佐世保市皆瀬町279番地３　サンフィールド皆瀬103、前住所佐賀県唐津市栄町2578番地15　ＪＲアパート307号
破産者　中村　政和
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
熊本市北区鶴羽田町1077番地　大平ハイツ201号
破産者　樋口　　亮
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係